

総 合 計 画 委 員 名 簿

審議会委員

氏 名	備考
恩田 一秀	農業委員
矢吹 奎 <small>けい</small>	教育委員 (会長)
福田 久美	農協 (西伯支所)
橋本 忠典	商工会 (西伯町商工会副会長)
大塚 喬司 <small>きょうじ</small>	森林組合
遠藤 賢二	区長協議会
宮倉 玲子	民生児童委員 (副会長)
磯田 順子	女性問題推進会議
高橋 孝之 <small>こうし</small>	(株)中海テレビ放送 専務取締役
山野 良夫	伯耆の国「ゆうらく」参事
井口 隆	鳥取ビブラコースティック(株)代表取締役社長
板持 知子	公募委員 (1 部会策定委員)
小谷 肇 <small>はじむ</small>	公募委員 (2 部会策定委員)
永栄 英夫	公募委員 (3 部会策定委員)
吉田健一郎	公募委員 (4 部会策定委員)
坪倉 嘉昶 <small>よしひさ</small>	公募委員 (5 部会策定委員)
種 治孝 <small>はるたか</small>	公募委員 (6 部会策定委員)

策定委員

1部会 住民参画・まちづくり	2部会 人権・教育・文化	3部会 国際交流・住環境整備	4部会 健康福祉・防犯防犯	5部会 農林業・商工観光	6部会 環境保全
遠藤 典男 <small>つねお</small>	西重 真弓	遠崎 泰睦 <small>やすちか</small>	細田真由美	塗信由美子 <small>ぬりのぶ</small>	堤 一真 <small>かずま</small>
田中 正夫	坂田 憲昭	鴨木 弘	五丁 栄	小谷 洋一	国重 寛
岡田 昭博	梅原 勝郎	高橋 正憲	福井 龍斉 <small>たつなり</small>	武安 恵子	村田 俊雄
小川 徹	坂本 延生 <small>のぶお</small>	青砥 豊治	遠藤はるこ	井田 真樹	橋谷 守江 <small>もりえ</small>
岩崎 誠治	吉田 尚代 <small>たかよ</small>	佐伯 克郎	岡村 敏子	井田 憲美	野口 晴正 <small>はるまさ</small>
森重 洋子	入江麻知子	新井 郁雄	大塚志津子	頼田 洋子 <small>ひろこ</small>	秦 和子
板持 知子	西本 秀子	板 秀樹	吉田健一郎	吉持 義正	種 治孝 <small>はるたか</small>
	小谷 肇 <small>はじむ</small>	永栄 英夫		坪倉 嘉昶 <small>よしひさ</small>	

## 南部町総合計画審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日  
条例第 179 号

### (設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、南部町の総合計画を推進するため、南部町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、南部町長(以下「町長」という。)の諮問に応じ、南部町の総合計画について、調査及び審議する。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、公共的団体の役員、知識経験を有する者及び公募等による者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。